

令和8年度大田区職員（栄養士）採用選考案内

令和8年9月28日

大田区

この採用選考は、令和9年4月1日以降の大田区職員（栄養士）の採用予定者を決定するために実施するものです。

1 採用職種・採用区分・採用予定数・勤務場所

職種	採用区分	採用予定数	勤務場所
栄養士	I 類	若干名	大田区立保育園、各地域健康課、各地域福祉課、教育委員会 等 ※敷地内禁煙

2 職務内容

栄養士業務等

3 受験資格

次の要件をすべて満たす方が受験できます。ただし、すべてを満たす方でも地方公務員法で選考を受けることができないとされる方は受験できません。（下記の＜参考＞を参照）。

（1） 国籍を問わず、平成9年4月2日以降に生まれた方

※日本国籍を有しない方も受験できます。受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

（2） 管理栄養士の免許を有する方

※令和9年3月31日までに管理栄養士国家試験を受験予定であり、免許取得見込みの方も受験することができます。ただし、国家試験に合格しなかった場合は、採用しません。

（3） 現に大田区の常勤職員でない方

※ただし、現に大田区の職員で教育公務員、特別職非常勤職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員又は「地方公共団体の一般職の任期付き職員の採用に関する法律」若しくは「地方公務員の育児休業等に関する法律」の規定に基づき採用されている任期付職員は受験できます。

4 採用予定日

令和9年4月1日以降

＜参考＞ 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注） 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

5 選考日、選考方法等

災害等の状況により、日程等を変更する可能性があります。

(1) 第一次選考

選考日	令和8年11月8日(日)		
場 所	大田区役所本庁舎(予定) ※ 詳細は、受験票に記載します。		
選考方法	① 作文試験	800字程度(課題式)	60分
	② 論文試験	1,000～1,200字程度(課題式)	90分
合格発表	令和8年11月下旬予定 ※ 可否に関わらず、第一次選考受験者全員に通知します。		

(2) 第二次選考(第一次選考合格者を対象に実施)

選考日	令和8年12月13日(日)		
場 所	大田区役所本庁舎(予定) ※ 詳細は、第一次選考結果とあわせてお知らせします。		
選考方法	個別面接(プレゼンテーションを含む) ※ 詳細は、第一次選考結果とあわせてお知らせします。		
合格発表	令和8年12月下旬予定 ※ 可否に関わらず、第二次選考受験者全員に通知します。		

6 申込方法

インターネットによる方法(電子申請)でお申し込みください。

後日、ご自身で受験票をダウンロードし、印刷していただく必要があります。プリンターをお持ちでない場合は、ご自身でコンビニエンスストア等のプリントサービスを利用し、印刷してください。

申込方法	LoGo フォームのページへアクセスし、画面の指示に従ってすべての必須項目を正しく入力して、下記申込期間中に送信してください。 リンク先： https://logoform.jp/form/8BrJ/1772066	申し込みはこちら ↓  LoGo フォーム 申込ページ
申込期間	令和8年9月28日(月)午前9時から令和8年10月27日(火)午後5時まで【受信有効】 ※申込期間中に正常に受信したものを有効とします。時間に余裕をもって申し込んでください。	

受験票の 交付	申込期間終了後、受験票登録完了をお知らせするメールを送信します。メールの案内にしたがい、受験票をダウンロードし、印刷してください。 ※印刷した受験票は、<u>必ず写真を貼って選考当日に持参してください</u>。 ※令和8年11月4日（水）までに受験票登録のお知らせが届かない場合は、問合先までご連絡ください。
------------	---

（注釈１）申込みをした場合、採用選考の申込みを受付けた旨記載のメールを送信しますので、メールが届かない場合は、申込期間中に必ず問合先までご連絡ください。

なお、システムの保守整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等が起きた場合のトラブルについては、責任を一切負いません。

7 勤務条件等

（１）給与等（令和8年4月1日現在）

採用区分	初任給	各種手当
I 類	約 279,720 円 （地域手当含む）	扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・ 勤勉手当等

※職務経験があり、一定の基準を満たした場合、初任給を加算します。

※採用までに条例等の改正（給与改定等）が行われた場合には、その定めるところによります。

（２）勤務時間等

勤 務 日	〈保育園の場合〉	月曜日～土曜日（週あたり 38 時間 45 分） 祝日以外の休日は、日曜日及びその他指定された 日で、4 週につき 8 日あります。
	〈保育園以外の場合〉	月曜日～金曜日（週あたり 38 時間 45 分） 祝日以外の休日は、原則日曜日及び土曜日です。
勤務時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（休憩時間を除き 7 時間 45 分）	
休 暇	1 年度につき 20 日の年次有給休暇のほか、夏季、慶弔、妊娠出産等の休暇があります。	

9 その他

（１）個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には、適切な方法で廃棄しています。

- (2) 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）において、特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、採用後の配置について制限がかかる可能性があるため、こども性暴力防止法に基づき、採用内定以降、区において、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行う場合があります。このため、本採用選考の受験及び採用に至る過程において、特定性犯罪の前科の有無を申告していただきます。特定性犯罪の前科について虚偽の申告をした場合は、内定の取消事由に該当します。また、採用後に虚偽の申告が判明した場合においても採用を取消します。

大田区役所案内図



《申込・問合先》

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

大田区総務部人事課人事担当（本庁舎5階15番窓口）

電話 5744-1152 FAX 5744-1507

HP アドレス <https://www.city.ota.tokyo.jp>